

水産土木工事における特例監理技術者等の兼務について

1 兼務できる工事

現場代理人及び特例監理技術者が兼務できる工事について、「青森県建設工事技術者等設置取扱マニュアル」6の(2)に規定する同一の地域県民局管内を、次のとおり青森県地域県民局及び行政機関設置条例第2条第9項の所管区域とする。

地域県民局名	所管区域
東青地域県民局	青森市、東津軽郡、野辺地町
三八地域県民局	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町
西北地域県民局	五所川原市、つがる市、西津軽郡、中泊町
下北地域県民局	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村

2 適用

令和5年4月1日から適用する。